

佐賀市農業委員 募集要項

1 募集定数

24人

2 任期

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

3 身分

佐賀市の特別職の非常勤職員

4 報酬

「佐賀市報酬及び費用弁償支給条例（平成17年条例第42号）」の規定に基づき支給します。

月額 31,640円

※上記の金額は一般委員の報酬額です。なお、農地集積や遊休農地解消等の活動日数及び成果件数などに応じて、年額240,000円を上限として、別途、加算します。

5 職務内容

- (1) 農地の権利移動の認可及び農地転用の調査・審査業務
- (2) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出
- (3) 担い手への農地利用の集積
- (4) 遊休農地の発生防止・解消
- (5) 新規参入の促進 など

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

- (1) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者
 - (2) 次のいずれにも該当しない者
 - ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 佐賀市暴力団排除条例（平成24年佐賀市条例第3号）に規定する暴力団員及び暴力団員等
- ※農地利用最適化推進委員との併任はできません。

7 推薦及び応募の方法

規定の様式に必要事項を記入の上、郵送又は持参によりご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

個人が推薦する場合（推薦者は3名以上）	【 様式1 】
団体等が推薦する場合	【 様式2 】
応募する場合	【 様式3 】

※認定農業者である法人の業務を執行する役員又は当該法人の使用人であって、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者（以下「役員等」という。）の推薦・応募の場合は、役員等であることがわかる書類（定款、登記事項証明書等）を添付してください。

(2) 提出先

佐賀市農業委員会事務局

（住所）〒840-8501 佐賀市栄町1-1

（電話番号）0952-40-7340

(3) 受付期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月30日（水）まで【期限内必着】

※持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

(4) 受付方法

郵送又は持参

8 選任方法及び結果の通知

提出された書類をもとに、佐賀市農業委員会委員候補者選定委員会が被推薦者及び応募者の評価を行い、市長へ報告し、被推薦者及び応募者の全員に文書で通知します。

市長は、選定委員会の報告を参考に農業委員候補者を決定し、市議会の同意を得たうえで、農業委員を任命します。

※評価方法として、書類審査の他に面接を行う場合があります。面接を行う場合は、改めて連絡します。

※選任に当たっては、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、委員の過半数を認定農業者とし、同条第6項の規定により、利害関係を有しない者が含まれるように選定します。また、同条第7項の規定により、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように選定します。

9 推薦及び応募の状況の公表

推薦・募集期間の中間及び終了後に、市ホームページ等で以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況、認定農業者であるか否かの別
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦をする者が、推薦を受ける者を農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募する者が、農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者の数
- (7) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者の数

10 問い合わせ先

〒840-8501 佐賀市栄町1-1

佐賀市農業委員会事務局 庶務係

電話 0952-40-7340 FAX 0952-40-7391